

横須賀市が設置する学校に係る 部活動の方針

令和7年3月

横須賀市教育委員会

目次

本方針策定および改定の趣旨等

1 学校における部活動改革の必要性について

- (1) 部活動の意義
- (2) 部活動の課題
- (3) 部活動改革の理念
- (4) 基本目標
- (5) 部活動指導の方向性

2 本市が設置する学校に係る部活動の方針

- (1) 部活動の実施方法（平日・休日・長期休業中）
- (2) 安心・安全な部活動の運営
- (3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導
- (4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備
- (5) 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し
- (6) 地域との連携および地域への展開

<参考1>部活動を取り巻く現状と将来の見通し

<参考2>国・県の動向および本市における方針検討過程

<参考3>令和6年度部活動の在り方検討委員会 構成員

<資料>

本方針策定および改定の趣旨等

- 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、これまで教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方について、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような状況を踏まえ、横須賀市教育委員会では、地域、学校、競技種目や文化芸術活動の種類等に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを目指すとともに、持続可能な部活動の在り方について検討し、平成31年2月に策定した「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」をこの度、全面改定することとした。本方針は、令和7年4月1日から適用することとしている。
- 各学校は、本方針を踏まえ、適正な部活動の指導および運営方法等の在り方について再検討し、改善すべき点は速やかに改善する。
- さらに各学校は、生徒のバランスのとれた健全な成長および教職員の働き方改革の実現を目指して、本方針の適切な運用を図るものとする。
- なお、本方針策定を受け、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年2月）」については廃止する。

1 学校における部活動改革の必要性について

(1) 部活動の意義

- ・生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保する。
- ・生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養するとともに、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築する。

(2) 部活動の課題

- ・少子化の進展により、従前と同様の学校単位での運営は困難となり、学校や地域によっては存続が厳しい。
- ・必ずしも専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっている。

(3) 部活動改革の理念

- ・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- ・休日の部活動指導等に必ずしも教員が従事しないことが可能となる体制づくりを目指す。

(4) 基本目標

横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導を軽減し教育の質の向上を図る。

(5) 部活動指導の方向性

- 勝利至上主義的・結果優先的な考え方に陥らず、生徒のより高い技能の習得や自己記録更新に挑戦したいという思いを支援するなど、豊かな心、健やかな体の育成を目指す。
- 生徒相互の好ましい人間関係や、生徒と顧問との信頼関係を確立させ、集団や社会との関わりの中で、自らの生き方に対する考えを深めることを目指す。
- 生徒が自ら進んで、運動・スポーツや文化芸術的な活動に親しむ資質や能力を身に付けることを目指す。

部活動の顧問は、学校経営方針の基に生徒の実態を把握したり、保護者の期待や意向を尊重したりして運営に努めることが求められる。勝利至上主義的・結果優先的な考え方から休養日もほとんどなく、長時間にわたる活動を生徒に強要するような活動が存在するならば、部活動の意義から逸脱するものであり、早急に改善を図る必要がある。

また、顧問は部活動の指導に際して地域指導者や各種団体の指導力を生かしたり、家庭や地域社会の教育力を活用したりしていくことが望まれる。学校教育としての部活動は、「生きる力」を育む地域単位の活動実践により、保護者や地域等から十分な理解と協力・支援が得られ、心から応援されるような活動を追求し、学校と保護者・地域との連携・協同体制を構築しなければならない。

＜備考＞

本方針は、中学校の部活動における内容を中心として策定するが、本市立高等学校および特別支援学校の部活動についても、これに準ずるものとする。ただし、高等学校段階においては、中学校教育の基礎の上に、心身の発達および進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意することとする。

2 本市が設置する学校に係る部活動の方針

(1) 部活動の実施方法（平日・休日・長期休業中）

ア 平日

- (ア) 従来通り、「学校」単位での部活動とする。
※複数校による合同部活動が可能な場合は、この限りではない。
- (イ) 1週間における活動日数は週に3日以内とする。
※平日において休養日を2日以上設ける。
- (ウ) 1日の活動時間は、2時間程度とする。
- (エ) 授業日における始業前の部活動（以下、朝練習という。）は年間を通じて行わない。
※夏季休業期間中等の「熱中症対策」に伴う対応の場合は除く。

(ア) 実施方法（「学校」単位での部活動）

- ① 授業後に合同部活動を実施することは、生徒の学校間の移動を伴うため、現実的に実施が困難であることが予想されるため、従来通り、「学校」単位での活動を原則とする。
- ② ただし、地域内の近隣校において、移動時間が短く活動時間に影響が少ない等、無理なく且つ安全に合同部活動を実施できると認められる環境下においては、実施しても差し支えない。

(イ) 1週間における活動日数（3日以内）

- ① 活動日および休養日については、各校の校長の管理下において顧問等が設定する。

(ウ) 1日の活動時間（2時間程度）

- ① 平日の部活動は、遅くとも18時には終了するように活動時間を設定する。
- ② 日照時間が短くなる冬季等においては、生徒の安全面に配慮する。

(エ) 朝練習の禁止

- ① 平日においては授業を優先し、部活動は必ず放課後（授業後）に実施する。
- ② 大会直前等の一定の期間においても、朝練習は実施しない。

イ 休日

- (ア) 横須賀市教育委員会が定める地区割に基づいた「地区」単位での合同部活動とする。ただし、部活動の設置状況等により地区割に基づいた合同部活動の実施が困難であると認められる種目に限り、地区割によらず実施可能な合同部活動を認める。
- (イ) 土曜日および日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも、1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- (ウ) 週休日および学校の休業日における1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

(ア) 実施方法（「地区」単位での合同部活動）

- ① 合同部活動の活動場所や時間等については、地区ごとに連絡体制を構築し、生徒および保護者と共有する。
- ② 顧問等が他校の生徒に対しても指導を行う状況が生じるため、複数学校を横断した連絡体制を構築する。
- ③ 学校間における生徒の情報共有の際は、必要最小限の情報のみ（学年・氏名等）とし、個人情報の漏洩がないように配慮する。
- ④ 各地区（種目別）において、顧問等の中から統括顧問を選出し、他の顧問等と密に連携をとりながら運営するなど、組織的な運営体制を構築する。
- ⑤ 適切な部活動指導と顧問の負担軽減を両立できるよう、部活動指導員および部活動技術指導者を活用しながら、合理的な活動を行う。
- ⑥ 各地区（種目別）の顧問等で見通しをもった計画（週・月・年単位）を立案し、生徒ならびに保護者と事前に共有を行う。
- ⑦ 週休日の活動において、すべてが必ず合同部活動による活動形態とは限らない。例えば、平日と同様に、「学校」単位で活動したり（大会直前やテスト週間等）、地区を越えての活動（市外含む）を行ったりすることも想定される。しかし、年間を通じて、週休日における活動の基盤を「地区」単位の活動とすることを目指す。
- ⑧ 合同部活動の地区割は次表のとおりとする。ただし、部活動の設置状況等により地区割に基づいた合同部活動の実施が困難であると認められる種目に限り、標記地区割によらず実施可能な合同部活動を認める。

地区割	校数	対象の中学校
北	3	追浜、鷹取、田浦
中央	3	坂本、不入斗、常葉
衣笠	4	公郷、池上、衣笠、大矢部
東	4	大津、馬堀、浦賀、鴨居
南	6	岩戸、久里浜、神明、野比、北下浦、長沢
西	3	長井、武山、大楠

(イ) 休養日の設定（1日以上）

- ① 少なくとも1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- ② オーバーユースや継続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。
- ③ なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、年間単位で柔軟に設定する。この場合、単一年度内に少なくとも平日は104日、週休日は52日以上の休養日を設けることとする。

(ウ) 1日の活動時間（3時間程度）

- ① 1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

ウ 長期休業期間中

- (ア) 1日あたりの活動時間については、3時間程度とする。
- (イ) 原則として平日のみの活動とし、日数は週4日以内とする。
- (ウ) 週休日、祝日および学校閉庁日は、大会参加等、特段の事情がない限り休養日とする。また、休養日に活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- (エ) 実施方法は、学校単位、地区単位のどちらでも差し支えない。

(2) 安心・安全な部活動の運営

ア 部活動の運営

(ア) 計画的・効果的な指導

部活動は、学校経営方針に基づき、教育活動全体との関連を図りながら適切に行われるべきものであることから、年間を見通した計画的・効果的な指導が求められる。

(イ) 顧問の役割

- ① 部の目標や指導方針（学校単位・地域単位）を明確にし、達成のために生徒を指導・支援する。
- ② 各部には、可能な限り、複数の顧問を置き、その管理・指導の下に活動を進める。
- ③ 顧問は、生徒の発達段階、安全面を考慮しながら、年間・月間の活動計画を作成し、活動を展開する。月ごとの活動計画は毎月作成して校長に提出し、保護者にも配付する。
- ④ 健康管理、安全管理、指導の手順を確認し、事故防止に努める。

(ウ) 部活動の指導に当たって

- ① 生徒の人権や人格、自主性を尊重し、発達段階を考慮した指導を行う。
- ② 生徒の心身の健康状態に留意するとともに、指導法や指導内容などの研修を積む。
- ③ 顧問間や外部指導者、地域スポーツクラブ関係者などと協議し、連携・協力を図る。
- ④ 勝利至上主義的・結果優先的な指導に陥らず、練習の過程や活動に臨む姿勢を大切にする。
- ⑤ 個々の生徒が、日頃の成果を発揮できる機会を設けるなどの工夫をする。
- ⑥ 生徒が安心して活動できるよう、安全面に十分に配慮した環境づくりに努める。
 - 1) 生徒の健康状態を常時観察する。（活動前、活動中、活動後）
 - 2) 生徒とのコミュニケーションを大切にする。
 - 3) 生徒が発するシグナル（体調不良・悩み等）を見逃さないようにする。

(エ) 生徒の入部に際して

部活動の方針や年間活動計画、練習内容等を載せた資料を用意し、入部後に生徒や保護者に誤解等が起こらないように十分配慮し、部活動保護者会等にて丁寧な説明を行う。

- ① 新入生の募集については、全員に参加の呼びかけや働きかけを行う。
- ② 生徒一人一人の考えを大切にし、生徒の意思に反し、強制参加にならないよう留意する。
- ③ 仮入部や体験入部の期間を設け、生徒が自分に合った活動を選択できる機会を十分に保障する。
- ④ 入部後に、生徒が3年間継続して活動できるよう配慮する。

＜部活動参加の留意点＞

生徒が部活動へ参加するときの心構えとして、以下の事項を周知徹底すること。

- 部の一員であることを自覚させ、規範意識を高める。
- 活動を欠席する場合は、顧問等に、理由も含め、必ず報告する。
- 決められた場所・時刻に集合し、一斉に活動を始める。
- 礼儀作法や言葉遣い、公共施設の使い方などを含めたマナーを、活動を通して学ぶ。
- 髪型、服装などの身だしなみを整える。
- 活動中の事故防止、安全意識の高揚のためにも、生徒自らが健康観察、準備運動や施設・用具の点検など、安全確認をしてから活動を始める習慣を身に付ける。
- 部室や活動場所等は、常に整理整頓を心がけ、各校が定める「使用規定」に基づいて使用する。

イ 事故防止の徹底

(ア) 組織的な安全管理体制の構築

校長および顧問、部活動指導員および部活動技術指導者（以下、「顧問等」という。）は、本方針を理解するとともに、ルールづくりや情報共有など、部活動運営に関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組む。

(イ) 生徒の健康状況などの把握等

校長および顧問等は、部員の心身の健康状況を観察し、健康管理に努める。

(ウ) 適切な環境整備による安全管理

校長および顧問等は、活動場所及び用具・器具の安全点検を実施する。(活動前、活動中、活動後)

(エ) 熱中症事故防止対策（暑さ指数（WBGT）に応じた適切な対応）

校長および顧問等は、部活動時における熱中症事故の防止等について、「横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）」等を参考に、生徒の心身の安全確保を徹底する。

(オ) その他の自然災害等に対する事故防止対策

校長および顧問等は、落雷や竜巻、光化学スモッグ等の情報を的確にとらえ、安全に活動が行えるよう配慮する。

(ア) 組織的な安全管理体制の構築

- ① 安全対策マニュアルを整備し、使用施設、設備、用具等の安全点検を行う。
- ② 緊急時における心肺蘇生法やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ研修を実施し、事故発生時の対応力を高めるとともに、安全管理体制を構築する。

(イ) 生徒の健康状況などの把握等

- ① 保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などとの情報交換、連携を密にする。
- ② 生徒はまだ自分の限界、心身の影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、生徒の体力や能力に合った指導計画を立案し、無理のない活動となるように留意する。
- ③ 身体接触を伴う活動は、安全を確保する工夫や配慮を行う。

(ウ) 適切な環境整備による安全管理

- ① 校長および顧問等は、グラウンド、体育館、武道場、テニスコート、プール、各種教室等の活動場所及び用具・器具の安全点検を実施する。(活動前、活動中、活動後)

(エ) 熱中症事故防止対策（暑さ指数（WBGT）に応じた適切な対応）

- ① 熱中症事故防止の観点から、気温が高くなる時期の活動の際には、気象庁から発表される高温注意情報や神奈川県から発令される熱中症警戒アラート、活動場所の暑さ指数（WBGT）、生徒の個々の体調などから総合的に判断し、運動中止を含めた適切な措置を講ずる。
- ② 暑さ指数（WBGT）が31を超えた場合は、例外なく活動を中止する。
- ③ 活動開始時には、暑さ指数（WBGT）等を把握し、活動に適した状況であることを確認する。
- ④ 常に生徒の心身の健康状況を把握・確認しながら活動内容を決定する。
- ⑤ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会策定の「横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）」および、各関係団体作成資料等を参考にすること。

(オ) その他の自然災害等に対する事故防止対策

① 落雷事故防止対策

- 1) 屋外での活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。
- 2) 雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する必要があることを理解し、あらかじめ避難場所について確認し、共通理解を図る。
- 3) 最後の雷から何もない状態が20～30分経過した後に、スポーツや運動を再開する。

② 竜巻や光化学スモッグ等の事故防止対策

- 1) 竜巻注意情報および光化学スモッグ予報・注意報等の発令時には、屋外での活動を中止し、屋内での安全な活動に切り替える。

エ 体罰・ハラスメントの根絶

校長および顧問等は、部活動における生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）およ

び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

横須賀市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援および是正指導を行う。

オ 科学的根拠に基づいた合理的な指導法の導入

(ア) 運動部

顧問等は、スポーツ医科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上を図るとともに、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

(イ) 文化部

顧問等は、適切な休養の必要性や、過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解する。また、生徒が生涯を通じて文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

<留意事項>

- ① 各部ごとの目標（学校単位・地域単位）を達成できるよう、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ② それぞれの指導にあたっては、中央競技団体および関係団体等が作成する指導手引き等を活用する。
- ③ 専門的知見を有する保健体育科担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ④ 生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

カ けがの予防

(ア) 身体的特性を知る

- ① 関節の異常（靱帯や関節包に異常）や、骨組みの異常（扁平足、O脚・X脚など軸のずれやねじれ）など、身体的特性を適切に把握する。

(イ) スポーツ外傷及び傷害に対する姿勢

- ① 顧問等は、生徒自身が成長期のスポーツ外傷や傷害について理解するとともに、自己保全の態度や能力を身に付けることができるよう指導する。

(ウ) 生徒のコンディショニング（体調管理）

- ① 生徒個々の発育過程や身体特性にあった練習内容を考える。
- ② 顧問等は、活動中に休憩時間を必ず定期的にとり、生徒の心身の健康状態を観察・管理する。
- ③ ウォーミングアップやクーリングダウンを必ず行う。

(3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導

効率的・効果的な活動に努め、生徒一人一人の長所を伸ばす前向きな指導を心掛け、モチベーションを高めることに重点を置く。

生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することに重点を置く。

大会の勝敗等、目の前の結果だけを追うのではなく、生徒が生涯にわたり運動やスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、楽しさや意義を伝える指導に重点を置く。

(4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備

(ア) 部活動に関する指導方針の策定

顧問または部活動指導員は、校長の管理下において、部活動の適切な運営を推進するため、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」に則り、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動指導の目標や運営方針を検討し、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築・整備

部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであることから、各部活動の運営および指導は、校長の適切な管理・指導のもとで行う。

(ア) 部活動に関する指導方針の策定

- ① 顧問および部活動指導員は、適切な部活動を推進するため、それぞれの「学校の部活動に係る活動方針」に則り、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ② 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会等の適切な機会を設けることが望ましい。
- ③ 校長は、活動方針および年間指導計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 校長は、休日の合同部活動（地区別）の活動実態の把握に努める。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築・整備

- ① 横須賀市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動技術指導者を派遣する。また、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- ② 校長は、生徒や教員の数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ③ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 部活動顧問は、可能な限り、各部に複数名配置することが望まし

い。その際、部活動顧問間や部活動技術指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。

⑤ 日常の運営、指導に関しては、校長の指導・監督のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導内容やその方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。

⑥ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導等、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。また合同部活動においては、顧問間で共通認識をもって指導にあたる。

⑦ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、技術指導を行う部活動技術指導者を活用し、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(5) 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 大会等の開催に関する要請

横須賀市教育委員会は、学校の運動部・文化部が参加する様々な大会・試合・コンクール・地域行事等（以下「大会等」という。）の全体像を把握し、週休日等や長期休業期間中にこれらに参加することが生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

イ 大会等への参加

各校の生徒数の実態に合わせて、運動部・文化部が参加する様々な大会・コンクールなどへの参加の仕方を柔軟に対応していく。部員数が少なく単独校での参加が困難な学校は、属する地区の範囲内で他校との合同参加を認める。なお、合同参加の可否は大会や種目ごとの規定等に則る。

ウ 参加する大会等の精査

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

(6) 地域との連携および地域への展開

ア 地域との連携等

横須賀市教育委員会および校長は、生徒のスポーツおよび文化芸術等の活動に親しむ機会の充実、および、家庭の経済状況を問わずスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会保障の観点から、スポーツ・文化芸術等の活動に係る持続可能な環境整備に努める。

さらには、学校や地域の実態に応じて、地域の人材との連携、社会体育施設や社会教育施設の活用、および、関係団体や民間事業者との連携等を図り、保護者の理解と協力のもと、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立つよう留意する。

イ 段階的な地域展開

地域との連携等を図っていく中で、条件が揃った種目から順次、休日の活動については、部活動から切り離し、地域クラブ活動に移行することとする。

ウ 子どもの発達段階を考慮した活動を目指して

- ① 学校教育の一環としての部活動においては、勝利のみに固執することなく、基礎・基本の定着を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術等に親しむことができる生徒の育成を目指していることについて、地域スポーツクラブ指導者と共通認識を図ることが重要である。
- ② 生徒の学校生活の様子を把握し、発達段階を考慮した活動になるように、必要に応じて連絡協議会等を開催し、情報交換を行う。

<地域連携および地域展開の段階イメージ>

ア 平日

【指導者】 教職員、部活動指導員、部活動技術指導者 等
【詳細】 ・学校単位の部活動 <u>※複数校による合同部活動が可能な場合は、この限りではない。</u> ・活動日数：週3日以内 ・活動時間：2時間程度 ・朝練習なし

イ 休日

	段階1	段階2	段階3
運営形態	地区別：合同部活動		地域クラブ活動
運営主体	学校教育活動		社会教育活動
詳細	【指導者】 教職員、部活動指導員、部活動技術指導者等	【指導者】 ・指導を希望する教職員（兼職兼業） ・部活動指導員、部活動技術指導者等	【指導者】 ・指導を希望する教員（兼職兼業） ・地域クラブ指導者
	・活動日数：1日程度 ・活動時間：3時間程度 ・祝日：休養日（原則）		地域クラブ活動の規定に準ずる
大会参加	・学校単位 ・地区内 <u>合同チーム*</u> または <u>サポートチーム*</u>		
大会引率（監督）	教職員または主催者が認める者		
大会運営	教職員または主催者が認める者		検討中
報酬	特殊勤務業務手当	謝礼金	

※「合同チーム」や「サポートチーム」等の規定は、中学校体育連盟（運動部）や各種大会の規定に準じて対応すること。

＜参考１＞部活動を取り巻く現状と将来の見通し

（１）生徒数の減少

本市における少子化の進行状況から算出した推計によると、今後 10 年間で中学校生徒数が 30%減少し、現在の約 8,500 人から約 5,900 人まで減る試算となっており、約 2,600 人の減が見込まれている。

（２）部員数の推移

・横須賀市立中学校部活動 部員数の推移 単位：人

年度（令和）	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
運動部	5,916	5,724	5,844	5,578	5,536	5,416
文化部	－	－	－	1,809	1,759	1,648
全体	－	－	－	7,387	7,295	7,064

運動部：横須賀市立中学校体育連盟「運動部活動入部状況調査」より算出

文化部：横須賀市教育委員会「文化部活動の実態調査」より算出

※令和元年度～令和 3 年度は未実施

・横須賀市立中学校部活動 令和 6 年度入部率 *括弧内は県平均

	運動部	文化部
男子	70.83% (65.58%)	13.55% (12.46%)
女子	55.90% (49.50%)	30.92% (33.48%)

令和 6 年度 神奈川県公立中学校「運動部活動調査」（神奈川県中学校体育連盟）より抜粋

令和 6 年度の本市立中学校生徒の部活動入部率は県内においても高い入部率であるが、仮に令和 6 年度の入部率を維持したとしても、今後 10 年間の部員数の減は運動部および文化部の全体で約 2,200 人の試算となる。

（３）部活動顧問の確保

長年にわたり、専門的技術や知識を有さない教員が各校で顧問を担っているとともに、部活動指導において過度な負担が生じている現状がある。さらには、各校の生徒数の減少に比例し、教員の配置数も減少していくため、部活動顧問の確保は、大きな課題となっている。

（４）将来の見通し

少子化の進行による部員数の減、部活動顧問の確保の課題により、現在の学校単位による部活動が今後は立ち行かなくなることが予想される。

＜参考２＞国・県の動向および本市における方針検討過程

○国・県の動向

年月日	経過
令和４年６月	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（運動部活動の地域移行に関する検討会議）提出
令和４年８月	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化部活動の地域移行に関する検討会議）提出
令和４年12月	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）策定
令和５年３月	神奈川県在学校部活動に関する方針【改訂版】（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定
令和５年10月	公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針・実践事例集（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定
令和６年11月	上記実践事例集【令和５年度分】（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定

○本市における方針検討過程

年月日	経過
令和４年	横須賀市教育委員会内設置の「部活動の在り方検討委員会（令和元年度設置）」における協議事項内容に「部活動の地域移行」を追加
令和４年10月13日	令和４年度 第１回部活動の在り方検討委員会 ＜主な協議内容＞ ・国の動向について（部活動の地域移行） ・令和４年度横須賀市中学校 部活動加入状況について（運動部、文化部） ・部活動地域移行化に向けた市中学校体育連盟各専門部の地域スポーツ団体等の受け皿調査について
令和５年２月13日	令和４年度 第２回部活動の在り方検討委員会 ＜主な協議内容＞ ・部活動地域移行化に向けた市中学校体育連盟各専門部の地域スポーツ団体等の受け皿調査結果について ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月）スポーツ庁・文化庁」策定を受けての本市の今後の取組について
令和５年11月21日	令和５年度 第１回部活動の在り方検討委員会 ＜主な協議内容＞ ・公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（令和５年10月）、実践事例集（令和５年10月）の共有について

	・部活動の地域移行に係る他市の取組事例について【静岡県掛川市、千葉県柏市】 ・横須賀市の部活動方針の素案作成に向けて
令和6年2月1日	令和5年度 第2回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> ・他市の取組事例を受けての意見交換 ・本市の文化部活動の現状について ・令和6年度学校部活動の地域移行にかかるモデル事業（運動部）の試行について
令和6年10月15日	令和6年度 第1回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> ・学校部活動の地域移行にかかるモデル事業（運動部）の進捗状況について ・「今後の部活動の在り方に関するアンケート調査」の検討について ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて ・「部活動の在り方検討委員会 小部会」の発足について
令和6年11月	「部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部、文化部）」発足
令和6年11月29日	第1回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> ・本市における今後の部活動の在り方（方向性）について ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
令和6年12月18日	第1回部活動の在り方検討委員会 小部会（文化部） <主な協議内容> ・本市における今後の部活動の在り方（方向性）について ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
	第2回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
令和7年1月10日	第3回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて

＜参考３＞令和６年度部活動の在り方検討委員会 構成員

委員長	平井 慶一郎（横須賀市立武山中学校 校長）
副委員長	三宅 豊（横須賀市立不入斗中学校 校長）
	高島 洋子（横須賀市立富士見小学校 校長）
	松永 純也（横須賀市立池上中学校 教頭）
	碓谷 直人（横須賀市立田浦中学校 総括教諭）
	荒井 峻（横須賀市立野比中学校 総括教諭）
	小林 恵（横須賀市立衣笠中学校 総括教諭）
	古矢 智子（横須賀市立北下浦中学校 総括教諭）
	直島 和也（横須賀市教育委員会教育政策課 主査指導主事）
	嘉山 巧（横須賀市教育委員会教職員課 指導主事）
	山本 真理子（横須賀市教育委員会教育指導課 指導主事）
小部会委員	坂田 俊之（横須賀市立神明中学校 総括教諭）
	藤井 亮平（横須賀市立長沢中学校 総括教諭）
	糠信 大二郎（横須賀市立武山中学校 教諭）
	飯島 祐樹（横須賀市立衣笠中学校 教諭）
	遠藤 澄子（横須賀市立久里浜中学校 総括教諭）
	山ヶ城 知恵（横須賀市立野比中学校 総括教諭）
	櫻井 あゆみ（横須賀市立馬堀中学校 教諭）
	沼田 尚之（横須賀市立常葉中学校 教諭）
協力者	横須賀市文化スポーツ観光部スポーツ振興課 横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課
事務局	小田 耕生（横須賀市教育委員会保健体育課 課長）
	福地 真一（横須賀市教育委員会保健体育課 指導主事）
	津田 尊夫（横須賀市教育委員会保健体育課 学校体育係長）

<資料>

文部科学省・スポーツ庁・文化庁

- ・「中学校学習指導要領」文部科学省（平成29年3月）
- ・「中学校学習指導要領解説保健体育編」文部科学省（平成29年7月）
- ・「高等学校学習指導要領」文部科学省（平成30年3月）
- ・「高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編」文部科学省（平成30年7月）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省（平成30年2月）
- ・「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成31年3月）
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省（平成25年5月）
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和2年9月）
- ・「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」文部科学省（令和3年2月）
- ・「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年6月）
- ・「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」文化部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年8月）
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）
- ・「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和5年1月）

神奈川県教育委員会・神奈川県

- ・「部活動における事故防止のガイドライン」神奈川県教育委員会・神奈川県高等学校体育連盟・神奈川県高等学校野球連盟（平成21年8月）
- ・「部活動指導ハンドブック」神奈川県教育委員会（令和2年5月改訂）
- ・「部活動指導ハンドブック～部活動インストラクター編～」神奈川県教育委員会（令和2年5月改訂）
- ・「神奈川県の学校部活動に関する方針【改定版】」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年3月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年10月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針 実践事例集」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年10月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針 実践事例集」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和6年11月）
- ・「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン【令和6年改訂版】」神奈川県教育委員会（令和6年）

横須賀市教育委員会

- ・学校における体育活動中の事故防止（留意事項）
- ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針～部活動を持続可能なものとするために～」（平成31年2月）
- ・横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）
- ・横須賀市における今後の学校部活動の在り方について【詳細】（令和6年）

独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「スポーツ事故防止ハンドブック」独立行政法人日本スポーツ振興センター（令和2年12月）
- ・「熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～」独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成30年11月）

公益財団法人日本スポーツ協会

- ・「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」公益財団法人日本スポーツ協会（令和元年5月）
- ・「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会（令和4年4月）

その他

- ・「熱中症環境保健マニュアル2022」環境省
- ・「暑さ指数（WBGT）の算出方法」環境省
- ・「屋外日向の暑さ指数計の使い方」環境省
- ・「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう」気象庁
- ・「熱中症診療ガイドライン2024」日本救急医学会

(事 務 局)

住所 〒238-8550 横須賀市小川町11

横須賀市教育委員会事務局

学校教育部 保健体育課 (TEL 046-822-8492)

教育指導課 (TEL 046-822-8479)

教育委員会事務局共通 (FAX 046-822-6849)